

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

平成29年 1月18日から平成29年 2月28日

2 監査の対象

(1) 対象部課

危機管理局危機管理課

(2) 対象事項

西尾市交通安全推進協議会に対する平成27年度西尾市交通安全推進協議会委託料

3 監査の方法

所管部局の関係書類に基づき、財務事務が適切に処理されているか審査するとともに、当該財政援助団体の関係諸帳簿を検査し、支出目的が達成されているか、適正な算出方法により委託料が算定されているかについて所管部局職員及び当該財政援助団体等職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

委託料の交付手続、履行の確認等はおおむね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

- (1) 西尾市交通安全推進協議会補助金において、実績報告書の内訳が確認できる領収書及び証拠書類等の添付がされていなかった。西尾市交通安全推進協議会補助金の費途の透明性を確保するため、領収書等を添付させることにより補助金に係る的確な審査を実施されたい。
- (2) 西尾市交通安全推進協議会補助金において、会長が必要と認めたときには概算払により補助金を交付することができるが、請求によることなく交付決定の時に補助金を交付し、概算払による理由もなかった。また、概算払により交付された補助金について精算がされていなかった。西尾市補助金等交付規則及び西尾市予算決算会計規則に則った事務を遂行されたい。
- (3) 西尾市交通安全推進事業実績報告書が提出されていなかった。契約に基づき適正な事務を遂行されたい。
- (4) 公印使用簿を作成せずに公印が使用されていた。公印の重要性を認識し西尾市公印規則に則った事務を遂行されたい。
- (5) 交通指導員の賃金において、計算や入力誤りにより実際よりも過大に支給していた。支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。

- (6) 交通指導員の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあつた。労働時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。
- (7) 地区交通指導員に対し、職務遂行上必要な被服及び装飾品を貸与しているが、貸与品整理簿が作成されていなかった。西尾市職員被服等貸与規程に則った事務を遂行されたい。